



やまとだより

神奈川県共同募金会大和市支会
(社会福祉法人大和市社会福祉協議会内)
〒242-0004大和市鶴間1-25-15
TEL.046(260)5633 FAX.046(263)2446

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

(募金運動期間：10月1日～12月31日)

共同募金PR大使
野毛山動物園の
オグロワラビー
「オハナ」



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。あたたかいご支援ありがとうございました。

令和3年度共同募金寄付金総額 **19,614,002円**

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。



相模鉄道株式会社は、赤い羽根共同募金を通じて、沿線の地域福祉を応援しています！

赤い羽根募金
14,155,064円 の
つかいみち

年末たすけあい募金
5,458,938円 の
つかいみち

- ◎市内の社会福祉施設・団体 **3,500,000円**
 - (福)優和会 もみの木保育園 生ごみ処理機整備事業 900,000円
 - (福)県央福祉会 ふきのとう向生舎 事業活動用車両購入事業 1,900,000円
 - ケアびーくる●大和市腎友会●たんぽぽ●たぶの木●大和ぼーむへるぶ 上記各団体の事業費 700,000円
- ◎市内の地域福祉活動団体へ **2,434,062円**
・青少年・母子福祉団体活動など
- ◎県内の社会福祉施設・団体へ **8,221,002円**

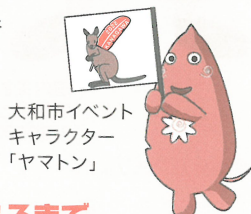
- 市内の当事者団体(10団体) **557,000円**
- 市内のNPO団体(11団体) **550,000円**
- 市内の小・中・高等学校(23校) **1,378,000円**
- 市内のボランティアグループ(21団体) **1,273,000円**
- 地区社会福祉協議会(11地区) **1,500,000円**
- 大和市社会福祉協議会事業 **200,938円**

もこもこ保育園(中央林間)

園開放や一時預かりなどの子育て支援事業にも取り組んでいる認可保育園です。

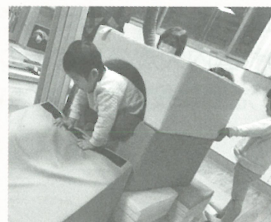
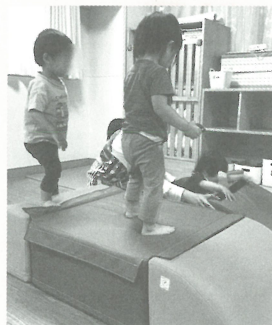
社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- 地区社会福祉協議会・福祉団体への支援
- ボランティア活動振興事業
- 広報誌「やまと社協だより」発行
- ホームページの作成
- 車いすの貸し出し



大和市イベント
キャラクター
「ヤマトン」

寄付金が配分されるまで



寄付金のおかげで大型遊具を購入することができました。小さいお子さんを持った保護者のみなさんがコロナ禍でなかなか集まれる場所が少ないと思い、できる限り保育園を開放しています。お家で遊ぶのに困っている親子の方々に使っていただきたいと思います。



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末



配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



地域の代表・各界の代表で構成されている理事・評議員会で配分を決定します。

翌年3月中旬



配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

翌年4月～



令和4年度共同募金運動の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルスによるパンデミックが長期化する中、人と人とが接する機会を制限されたことで、生活に困窮される方や居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたち……多くの方々への支援が新たに求められています。

さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、一昨年から「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているパンデミック下での支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



©YDB

©1992 Y.MARINOS



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

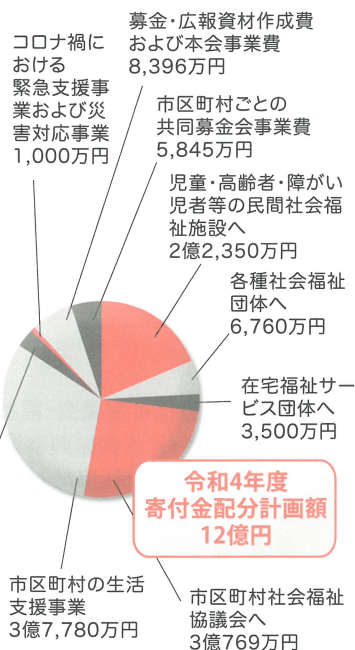
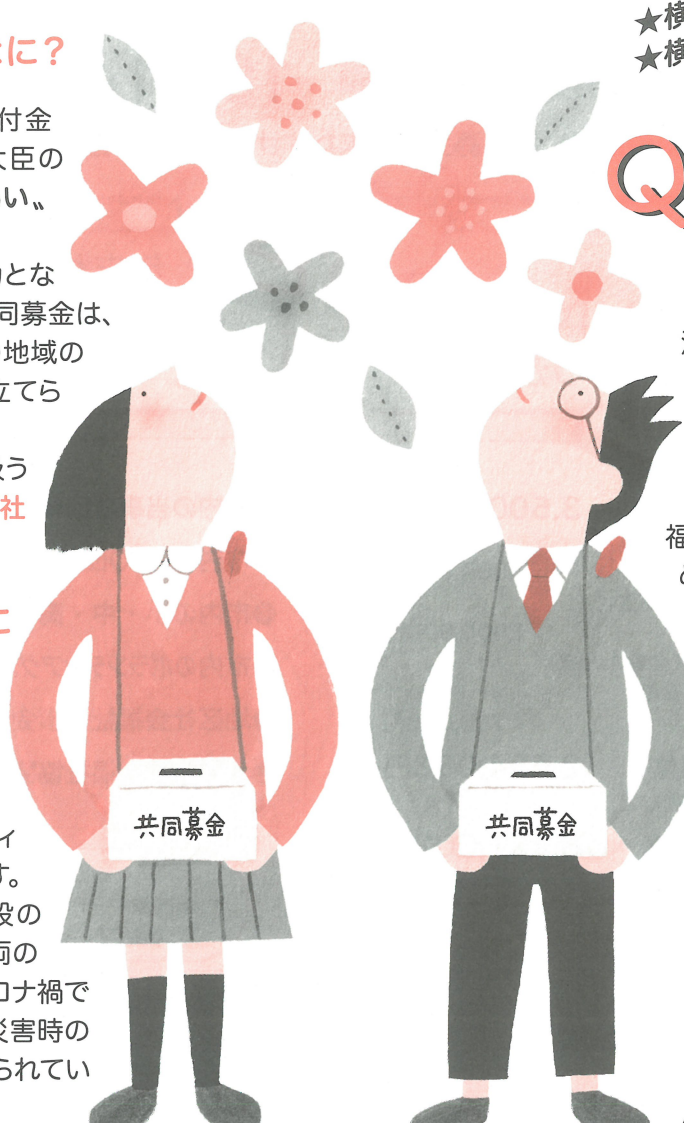
募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。

Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。（詳しくは、本会までお問い合わせください）
- ◎共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- ◎社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）に基づき、個人情報保護法に準拠して取り扱います。●寄付のご相談・ご照会には、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター6階 電話 045-312-6339

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！

〔募集期間〕10月1日～3月31日（※）

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

